

第 1 回

奥州市景観審議会議事録

平成26年 1 月29日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第1回奥州市景観審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年1月29日(水) 午前10時00分開会
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

2 議題

- (1) 奥州市景観計画の策定について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 12名
 - 内訳 1号委員 2名
 - 2号委員 3名
 - 3号委員 7名
- (2) 出席委員数 10名
 - 1号委員 三宅 論 (景観審議会会長)
 - 相原 康二
 - 2号委員 佐藤 優
 - 梅村 芳男
 - 菊池 力
 - 3号委員 佐藤 雅行
 - 後藤 逸夫
 - 佐々木 古都絵
 - 阿部 清喜
 - 佐藤 祐宏
- (3) 欠席委員数 2名
 - 3号委員 高森 俊文
 - 3号委員 高橋 隆

4 議事

午前10時00分

(1) 開会

(太田都市計画課長補佐)

お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。本日お配りしておりますのは、次第、それから委員名簿、資料1の奥州市景観審議会について、資料2 景観法の概要、資料3 奥州市景観計画（案）概要版です。それから参考資料として奥州市景観条例、景観シンポジウムのチラシとなります。お配りしていますのは以上ですが、事前に奥州市景観計画（案）を送付しております。

もし資料に不足がございましたら、事務局にお知らせください。

よろしいでしょうか。

会場のマイクの使用方法ですが、この会場にはマイクがございますのでこれを使っていただきたいと思っております。ご発言の際はお手元のスイッチを押していただきますと、リングが赤く光ります。これでマイクが入った印となりますので、それからご発言いただきます。終了いたしましたらスイッチをお切りください。

それでは、只今より第1回奥州市景観審議会を開会いたします。

私は都市整備部都市計画課課長補佐の太田でございます。会長選出までは、私の方で会議の進行をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに会議の成立について、ご報告申し上げます。

本日は、高森委員から欠席との連絡をいただいておりますので、奥州市景観審議会委員12名中、10名の出席でございます。

奥州市景観条例第27条第2項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、本会議が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、委員の皆様にも市長より委嘱状を交付いたします。これから各席をまわりますので、お席の位置で立っていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(委嘱状交付)

(小沢市長)

委嘱状 三宅諭様 奥州市景観審議会委員を委嘱いたします。任期は平成26年1月29日から28年1月28日までといたします。奥州市長 小沢昌記 よろしく願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 相原康二様 以下同文でございます。よろしくお願い申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 佐藤優様 以下同文でございます。よろしくお願い申し上げます。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 梅村芳男様 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 菊池力様 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 佐藤雅行様 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 後藤逸夫様 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 佐々木古都絵様 以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 阿部清喜様 以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(小沢市長)

委嘱状 佐藤祐宏様 以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(太田都市計画課長補佐)

ありがとうございました。委員の任期につきましては、2年間でございますので、平成28年1月28日までとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

(2) 市長挨拶

(小沢市長)

あらためて皆様、おはようございます。1月の月末近くということでございますし、雪が多くて足元が悪い中にもかかわらずご出席賜りましたことを心から感謝申し上げます。三宅先生、相原先生はじめ皆様には28年の1月28日までの任期でございますが、ぜひこれから奥州市が発展する上においても、こうであってほしいなというところも含めて今回ご諮問申し上げます奥州市景観計画について、ご指導、ご意見をちょうだいできればいいなと思っております。すべての建物、道路も含めて行政がひとりで何でもできるというのであれば、ディズニーランドのようなまちづくりもお金さえあればできるのですが、ふつうに考えるとすれば皆様のおひとりおひとりの協力なしにはできない。しかしながら景観行政をつかさどる市といたしましては、その方向性を明らかに示し、皆

様が納得いくものとしてお示しし、おひとりおひとり市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、そういうふうないいものを作り上げていくというのがなにより大切だろうと思っております。

また、そういう風な景観が少しずつ出来上がっていくということによって郷土、故郷に対する愛着がさらに増してくるものと思います。それは地元に住む方の思いの活性化、あるいは経済産業の活性化にとどまらず、外部から誘客する大きな力にもなっていくものと思います。また、そうなってほしいなと思います。

もとより奥州市は平泉文化の発祥の地でもあり、平泉文化と非常に特別な関係がある場所でございます。水陸万頃（すいりくばんけい）の地ということで古い時代の資料にも記載されているわけでもありますが、よりよく磨きをかけてその内容を計画に反映できたらいいなと考えております。

ただいまご委嘱申しあげました委員の皆様には、繰り返しになりますが忌憚のない積極的なご意見をいただくことをお願い申しあげて、冒頭のあいさつといたします。どうぞ皆様よろしく願ひいたします。

（太田都市計画課長補佐）

ありがとうございました。

(3) 委員紹介

（太田都市計画課長補佐）

それでは、今回は初めての審議会ですので、委員の皆様方を委員名簿によりまして、ご紹介をさせていただきます。お名前を読み上げましたら、一言、ご挨拶いただければと思いますので、よろしく願ひいたします。それでは、1号委員 三宅諭さん。

（三宅委員）

三宅でございます。よろしく願ひいたします。

（太田都市計画課長補佐）

同じく相原康二さん。

（相原委員）

相原です。よろしく願ひいたします。

（太田都市計画課長補佐）

2号委員 佐藤優さん。

（佐藤委員）

佐藤です。よろしく願ひいたします。

（太田都市計画課長補佐）

同じく梅村芳男さん。

（梅村委員）

よろしく願ひいたします。

（太田都市計画課長補佐）

同じく菊池力さん。

(菊池委員)

菊池です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(太田都市計画課長補佐)

3号委員 佐藤雅行さん。

(佐藤委員)

佐藤です。よろしくお願ひいたします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく後藤逸夫さん。

(後藤委員)

後藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく佐々木古都絵さん。

(佐々木委員)

佐々木です。よろしくお願ひします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく阿部清喜さん。

(阿部委員)

よろしくお願ひします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく佐藤祐宏さん。

(佐藤委員)

佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(太田都市計画課長補佐)

ありがとうございました。次に事務局の紹介をさせていただきます。都市整備部長の境田でございます。

(境田都市整備部長)

境田です。どうぞよろしくお願ひします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく都市計画課長の稲田でございます。

(稲田都市計画課長)

稲田です。よろしくお願ひします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく都市計画課計画係長の千田でございます。

(千田計画係長)

千田でございます。よろしくお願ひします。

(太田都市計画課長補佐)

同じく都市計画課主任の千葉でございます。

(千葉主任)

千葉と申します。よろしく申し上げます。

(太田都市計画課長補佐)

同じく都市計画課主任の及川でございます。

(及川主任)

及川です。よろしく申し上げます。

(太田都市計画課長補佐)

そして私が課長補佐の太田でございます。本日はよろしく申し上げます。

(4) 審議会の設置について

(太田都市計画課長補佐)

それでは続きまして、当審議会の設置について都市計画課長よりご説明申し上げます。

(稲田都市計画課長)

それでは奥州市景観審議会につきましてご説明をいたします。資料1をご覧ください。それから参考として裏面に奥州市景観条例の抜粋を載せてございます。審議会についての抜粋です。それから後ろの方に参考資料として条例を添付してございます。これは後でご参考にしていただければと思います。

それでは資料1をご説明申し上げます。奥州市景観審議会とは、良好な景観の形成に関する重要な事項を審議する市長の附属機関ということで第24条に定めています。それから景観審議会の構成ということで15名以内と定めておりますが、今回は12名の方にご委嘱を申し上げております。1号委員としては知識経験者、2号委員として関係行政機関の職員、3号委員として前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者として定めております。次に景観審議会が審議する案件についてですが、一つ目が景観計画を定めるとき又は変更するとき、ということでございます。二つ目として届出に対し勧告をするとき、三つ目として変更命令等をしようとするとき、四つ目として景観重要建造物の指定・解除をするとき、五つ目として景観重要樹木の指定・解除をするとき、六つ目として地域まちづくり資産を登録しようとするとき、七つ目として地域まちづくり資産を抹消するとき、八つ目として良好な景観の形成に関する重要な事項について、ということとでカッコ書きで条名を記載してございます。

(5) 会長及び副会長の選出

(太田都市計画課長補佐)

続きまして、次第5の会長及び副会長の選出を行います。

条例第26条第1項の規定により、審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選とすることとしております。

いかがいたしましょうか。

(後藤委員)

はい。

会長を1号委員の三宅諭委員に、副会長を同じく1号委員の相原康二委員にお願いし

たいと思います。三宅先生は、奥州市の景観形成審議会の会長をお引き受けいただき、相原委員は奥州市平泉文化揺籃の地景観審議会で会長をされておりました。どちらも適任かと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

(太田都市計画課長補佐)

ただいま、後藤委員より会長には1号委員の三宅諭委員を、副会長には同じく1号委員の相原康二委員をとのご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

三宅委員、いかがでしょうか。

(三宅委員)

お引き受けいたします。

(太田都市計画課長補佐)

ありがとうございます。相原委員、いかがでしょうか。

(相原委員)

お引き受けいたします。

(太田都市計画課長補佐)

それでは、委員の皆様方の賛同によりまして、会長を三宅委員に副会長を相原委員にお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、三宅会長は会長席へご移動のうえ、ご挨拶をお願いいたします。

(三宅会長)

それでは会長を引き受けさせていただきます岩手大学の三宅です。よろしくお願いいたします。景観計画というのは、いろんな自治体においても策定し始めているんですが、その自治体がそれぞれ独自の取り組みで景観をつくっていくということが法でも定められていて、それぞれの自治体を特徴づけられるという意味では珍しい法律であり計画です。ただしその計画がその地域の独自のものとなっていくのは、まだまだこれから時間をかけて作っていく必要があるのも事実です。景観計画ができたということで約3年の長い期間をかけて丁寧につくりあげてきても、住民の方にきちんとお示しできているかと言えばそうでない部分もあります。それは仕方ない部分もあって、これをこれから10年20年かけて、一人一人にこういうものがあるんだということがわかるような計画にしていく必要があるし、求められていくことだろうと思います。

奥州市に関して、実はすごいところなんだということを私も認識しました。今回シンポジウムを行うんですが、ここでお招きする小浦先生とお話をしたんですけども、奥州市ってどういうところという話をしていて、武家屋敷も歴史的町並みもあり、散居の集落もある。蔵がいっぱい残っていてそれでまちづくりをやっているところもあり、平泉に関連した遺跡もありますよ、とお話したら、そんなに揃っているところも少ないねと言われました。実はよくよく考えるとすごいところなんだ、と。ただ、それが広い中

に点々としていて難しい部分もあるんですけども、そういった良さをうまくつないでいく、あるいは大事にしていくことができればこの景観計画はすごくいいものになるし、奥州市もいいまちになっていくんじゃないかな、という風に思います。

皆様とそういう議論をしながら、奥州市の景観行政のために少しでもお力になればと思います。よろしく申し上げます。

(太田都市計画課長補佐)

ありがとうございました。それでは次第の5 議題に入りたいと思います。

(6) 議題

(太田都市計画課長補佐)

それでは、本日ご審議をお願いいたします案件について、市長よりご諮問申し上げます。

(市長)

奥州市景観計画の策定について、諮問します。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔市長から会長へ諮問書を手渡す〕

(太田都市計画課長補佐)

ありがとうございました。なお、ここで市長は公務がございますので、退席させていただきます。

(市長)

ではみなさん、どうぞよろしくをお願いいたします。

〔市長退席〕

(太田都市計画課長補佐)

それでは、ここからの進行につきましては、三宅会長にお願いすることとします。よろしくをお願いいたします。

(三宅会長)

それではこれから審議を始めたいと思います。只今、市長から諮問をいただきました「景観計画の策定について」を議題とします。本日の会議がスムーズに進むよう、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

まず議事録の署名委員を2名指名させていただきますが、2号議員と3号議員をそれぞれ1名ずつとします。梅村委員と、阿部委員にお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議事録の署名をお願いします。

なお、本日の審議会は奥州市情報公開条例第37条の規定に基づき公開するものいたします。皆様の本日の発言も公開となりますので、よろしく申し上げます。

①議題

(三宅会長)

それでは、議案第1号の「奥州市景観計画の策定について」、事務局からご説明をお願いいたします。

②説明（事務局）

（稲田都市計画課長）

それではわたくしの方から、資料2についてご説明申し上げます。景観法の概要についてでございます。

景観法とは、ですが、平成16年に公布された景観の整備・保全に関する基本理念や仕組みを盛り込んだ総合的な法律で、地方公共団体の取り組みを法律的にバックアップするための仕組みを決めた法律です。

景観行政団体とは、ですが、その地域の景観に関する施策を一元的に行う主体であって、ここでは奥州市が該当します。都道府県や政令指定都市は自動的に景観行政団体となり、それ以外の市町村は都道府県との協議により景観行政団体となることができます。

岩手県内では「岩手県」と平泉町や盛岡市、一関市、北上市、遠野市、奥州市、釜石市、一戸長の8つの市町が景観行政団体となっています。全国でも平成24年度末で都道府県市区町村で約30パーセントが景観行政団体となっていて、年々増加の傾向にあるということです。さらにそのうち景観計画を策定しているのは、67パーセントということでございます。

景観行政団体となることにより、景観法に基づく景観計画を策定することができます。そして、計画区域を定め、その区域内で、建築物の建築や工作物の新設などを行う場合、その種類や内容などを景観行政団体の長に届けるなどの義務が生じます。

奥州市は平成20年8月に景観行政団体となりました。現在は自主条例である「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」と、景観法に基づく「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」の2本立てで景観行政を実施しています。

今回、奥州市全域にわたる「奥州市景観計画」を策定・実施する際には、この2つの条例を廃止し、内容を反映させて平成26年4月からの運用の実施を目指しています。

次に景観計画とは、ということで特徴を述べてございます。景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出や勧告の基準を定めることができます。そして届出や勧告対象の行為は、景観条例で付加・除外どちらも可能です。そして、景観重要建造物・樹木として地域の景観上重要な建造物や樹木を指定することができます。また、景観重要公共施設として道路や河川などを位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能となります。

景観計画で定める事項についてですが、以下のとおりです。

それから今までの策定スケジュールおよび景観計画の案につきましては担当の方から説明させます。

（千田計画係長）

それでは私の方から奥州市景観計画の策定の経緯と今後の予定につきましてご説明させていただきます。

資料2の裏ページに、奥州市景観計画の策定スケジュールというものがございますの

でこちらをご覧ください。

奥州市の景観計画の策定は平成23年度から実施をしてきております。地区センター単位で人選していただきました市民で構成する市民ワークショップや、市職員および関係団体等の職員で構成するワーキンググループ員会議で、景観点検や届出基準等の検討を行っていただきまして、23年、24年の2ヵ年で景観計画の素案を策定しております。

今年度はその景観計画の素案を基に5月からパブリックコメントを1回、住民説明会を2回実施しまして、意見による修正を加えながら、従前にごさいました景観形成審議会、揺籃の地景観審議会の2つの審議会にも協議を行いまして、9月に景観計画案として取りまとめを行っております。

また、9月に景観重要公共施設の指定につきまして施設管理者でございませ国土交通省様と岩手県様の方に協議を行いまして、12月と1月に合意をいただいております。11月には景観計画の策定の手続きに基づきまして、計画案について奥州市都市計画審議会に意見を伺い、意見なしと回答を得ているところです。

また12月には奥州市景観条例を制定いたしまして一部施行を行っております。また、事業者向けの説明会も実施をいたしております。

本日、景観計画を景観審議会に諮問いたしまして答申をいただきましたらば、景観計画の決定告示を行いまして、平成26年4月1日から景観計画の全面施行を行いたいと考えているものでございます。

それでは景観計画の詳細につきましては担当の千葉からご説明いたします。

(千葉主任)

都市計画課計画係の千葉と申します。資料3「奥州市景観計画(案)の概要」については、私からご説明させていただきます。少し長くなりますので、座っての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料3の1ページ目をご覧ください。まず、目的ですが、無秩序な開発などから今ある景観を保全するだけでなく、景観に新たな価値を創出して、市民と行政の協働のもと、地域の活性化や産業の振興を図ることを目的としています。そして、景観計画の区域ですが、奥州市全域を対象とします。

次に景観計画の理念ですが、「『水と緑のまち 奥州』～美しい自然・緑豊かな農村景観と、調和のとれた賑わいのあるまちなみ景観～」とし、目標を「雄大な自然に抱かれ 実りと暮らしが織りなす 協働の景観づくり」としています。そして下に示す五つを基本方針としています。

次に2ページ目に参りまして、景観計画の構成についてですが、こちらの脇に示すとおりとなっております。こちらは、奥州市総合計画や都市計画マスタープランなどとの整合性も図っております。

次に、その下の景観計画の地区区分についてですが、こちらの図をご覧ください。この図のとおり、市を七つの地区に区分しております。そして、それぞれの特性に合った景観形成を目指していきます。例えば、森林地区は市の西側に広がる胆沢区や衣川区を中心とする部分ですし、丘陵部田園地区は江刺区などを中心とした市の東側に広がる部

分です。このように市を七つに区分しております。この中で平泉文化遺産地区（黄色の地区）は、これまでの「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」の地区ですので、これまでの取り組みを継続して、この計画では重点地区として位置付けていきます。

次に3ページに移ります。一般地区（黄色以外の地区）の届出対象行為についてです。一般地区については、景観に与える影響の大きい比較的大規模なものを届出対象としています。つまり、建築物の新築等に関しては高さ13メートルを超えるもの、または延べ床面積1,000平方メートルを超えるものを対象としています。ですので、一般の一戸建て住宅が届出対象となることは、まずないかと思えます。また、ここに示す届出対象は岩手県の一般の届出対象とほぼ同じような規模となっております。

この届出対象行為の中で、特徴を持たせたのが木竹の伐採です。高さ10メートルを超えるもの又は伐採面積が300平方メートルを超えるものを届出対象としました。ただし、これは地区を限定しておりまして、扇状地田園地区（水色の地区）のみを届出対象としました。なぜここだけ届出対象とするのかということについては、3ページの下にQ&Aで『なぜ扇状地田園地区では木竹の伐採が届出対象行為なのですか』ということで載せてあります。皆様もご存じかとは思いますが、この扇状地田園地区は、日本三大散居のひとつにも数えられている地区で、奥州市を代表する景観でもあります。この胆沢散居は、扇状地に広がる田んぼの中にぽつぽつと家が点在し、家を取り囲む屋敷林（エグネ）が独特の景観を醸し出しています。ここではエグネを保護するために、扇状地田園地区に限り、木竹の伐採を届出対象行為としました。ただし、届出対象ではありませんけれども、伐採自体を禁止するというものではございません。伐採の規模のご相談、伐採後の緑化についてお願いしようとするもので考えております。

次に一般地区の景観形成基準についてです。この景観形成基準とは、届出いただいた行為に対して審査する基準です。各地区により景観の特色は異なりますので、周辺地域の景観と調和した形態意匠・高さに配慮することとしています。また、外壁や屋根の色彩については、純色を用いないこととしています。純色とは2ページの下に色見本を載せておりますけれども、このようにぱっと明るい色です。このような色を全面に塗ってしまうと目立つ派手な建物となりますので、全面に使うことは禁止としました。ただし、アクセントとして部分的に使うことはできます。また、木竹の伐採についても、伐採を禁止するのではなく、伐採後に苗木等を植えることという基準にしています。

次に4ページをご覧ください。重点地区について説明させていただきます。この重点地区は、平成23年度に策定しました「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」の区域となっております。地区区分や届出対象行為、景観形成基準などは「奥州市平泉文化揺籃の地景観計画」とほぼ同じ内容となっておりますので、その取り組みを継続する形としています。

重点地区は、三つに地区区分しております。長者ヶ原廃寺跡と白鳥館遺跡などを含む歴史景観地区、その周辺地区の風土景観地区、国道4号の沿線の一般景観地区、この三つとなります。

重点地区の届出対象行為は5ページの上の表のとおりとなっております。こちらでは、

建築物の新築については、全ての建築物が届出対象となっております。増築、改築などでも10平方メートルを超えるものが対象です。ただし、下の※にありますとおり、風土景観地区Ⅱ、ここは衣川の古戸などを含む地区ですけれども、その地区で専ら自己の居住の用に供するものは届出不要としております。

次に重点地区の景観形成基準ですが、図で示しますと、4ページの下のようになります。この絵のとおり、この地区では和風の木造建築を基本としております。屋根は入母屋、切り妻、寄棟など勾配のあるものを基本とし、外壁はレンガ調やタイル調などは避け、塗り壁調を奨励しております。屋根や外壁の色についても、使える色の幅を指定しています。また、軒の出、ケラバの出、緑化面積などについても規定しております。

次に6ページに参ります。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針についてです。地域の良好な景観の形成に重要な役割を持っている建造物や樹木について、指定の方針を定めています。市民ワークショップからも、候補については様々な意見が出されましたが、今回は指定まではしておりません。

次に屋外広告物の表示等の制限の方針についてです。現在は岩手県の屋外広告物条例に基づいて規制が行われていますので、今後市独自の屋外広告物条例の制定について、検討を進めて参ります。

次に景観農業振興地域整備計画策定に関する事項についてですが、市の景観の中でも農村景観というのは重要な要素ですので、今後策定についても検討します。

次に景観重要公共施設に関する事項です。景観上重要である北上川と平泉文化遺産地区内の道路、河川を景観重要公共施設として指定し、整備に関する方針と占用等の許可基準を定めています。

次に景観まちづくり推進方針ですが、良好な景観の形成は市民や事業者と行政が協働して進めることが必要であり、それぞれの役割や協力体制などの仕組みを、ここで示しております。

最後になりましたが、届出の手続きについてです。届出対象となるような建築などを予定している場合には、設計などが決定する前に、事前相談をお勧めしていきます。景観への配慮事項の確認や提出書類等の確認など、よりスムーズに進めることが可能となるためです。届出は行為の着手30日前までに提出することとなっております。

以上、簡単ではございましたけれども、「奥州市景観計画（案）」についてご説明させていただきました。

③協議

◎三宅会長

はい。ありがとうございました。

只今説明を受けまして、審議に入りたいと思いますが、ご意見あるいはご質問ございませんか。

ざっと見ますと、細かな数字が入ったり屋根の勾配が決められていたり、細かな印象も受けるんですが、実はもうすでにこういったものを平泉文化揺籃の地景観計画で実施

しています。届出についても、高さ13mを超えるものについては届出をしなくてはいけないのか、という話にもなるんですが、県の景観計画の中で既に届出対象となっているものなんです。その辺が複雑にはなるんですが、従来であれば県の方に届出していたものを、市の方に届出をしていただくということをご理解いただければわかりやすくなるかなと思います。

市の方でも独自の基準というものをこれから見直していくことはあるだろうと思います。今もう既にあるものをベースにしながら、最低限、市として決めていった方がいいだろうというもので基準とすることをご提案だと思います。木竹の伐採に関しては、今まで県がやってきたこととは違うけれども、市としてはこれくらいの規模のものはやったほうがいいんじゃないかなということで定めたご提案です。

この届出の手続きに関するところで煩雑に感じるかもしれないんですけども、岩手県の場合、建物を建てる時は建築確認申請を出さなければならないのですが、それと前後するということがあって、確認申請は通ってこちらの景観の届出はダメなどとなるとまた確認申請を提出しなければならないので、そうなる前に事前に相談をして届出をしてください、というのがこの手続きです。

佐藤雅行委員は建築士の立場としていかがですか。気になる点等あれば、ご意見をいただきたいと思います。

○佐藤雅行委員

建築の立場から言わせていただきますが、外壁が塗り壁調を奨励するというふうにあります。かっこで明らかなレンガ調、タイル調を避けるとありますけれども、塗り壁調を奨励するというのであって、明らかなレンガ調、タイル調を避ければほかの材料でも対応できるということなんでしょうか。

◎三宅会長

まず、重点地区ということなので平泉の世界遺産関連の資産があるところの近くに限られているわけです。そこに関して塗り壁調を奨励するというので明らかなレンガ調やタイル調でなければ対応できるのかということなのですが、そこまで確認していないんですが、実際に適用されている立場としてそれは難しいということなのですか。

○佐藤雅行委員

そうですね、どの程度までこの塗り壁調というのを意識するのかということになるんですが、塗り壁ということになりますと基本的には材料はジョイントがないというイメージになるものですが、レンガ調やタイル調を避ければ目地のあるサイディングなどでも許可されるのかということです。それでだいぶイメージは違ってくると思います。

◎三宅会長

最近ではものによって、どうしても目地は出るんですが従来のものとは違うものが出てきていますので、その辺は新しいものは可能性があるかなと思います。いずれにせよ、これはあくまでも塗り壁調を奨励したいということで、重点地区の歴史景観地区に対するものであって、ほかの地区全般ではない、ということです。

○佐藤雅行委員

重点地区に関しては、この辺はちょっとあいまいになってくるということですね。

◎三宅会長

そうですね、ほかのところが重点地区になればまた、考えることになりますので。ここは平泉関連ということで施行されているものです。

○佐藤雅行委員

平泉地区なんかを見ましても、その辺がちょっとあいまいかなと思います。塗り壁調という感じじゃないものも見受けられるので、やはりこれについてはその程度のものという風に解釈していったほうがいいのでしょうか。

◎三宅会長

はい。事務局の見解はどうでしょう。

●事務局（千田計画係長）

重点地区につきましての形態意匠の外壁部分に関してですが、塗り壁調を奨励するというので、タイル調やレンガ調などの派手なものやそぐわないものはやめていただくのですが、サイディングでも厳密には塗り壁調とは違うんでしょうけれども、落ち着いた色合いで周りに影響を与えないものも結構でているかと思います。そういったものについては、実際のもを確認させていただいて問題がないということであれば許可をしたいと考えておりました。

○佐藤雅行委員

わかりました。

◎三宅会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

おそらくこの計画案が決まって4月1日から施行されたとしても、ずっとこの通りになっていくわけでもありませんし、運用していく中でももう少し厳しくしていった方がいいんじゃないかということであれば厳しくしていくこともあるし、緩くしたほうがいいのかということであれば緩やかにすることもあると思います。私は他の市町村の景観計画に関わっているところがあるんですが、あるところでは届出行為を厳しくする方で動いているところもあります。それは農村部のところなんですけれども、農村部なのであまり大きな開発はないだろう、という風に思っていたんですが、きちんと届出行為にしてやったほうがいいのかというご意見が出て、変えていこうということもあります。それはその地域に応じて変えていけばいいことですし、その地域が何を特色として前面に出してくるかにもよります。

奥州市としては今の案はこの案なんですけれども、これをベースに推し進めながら考えたいということだと思います。

何かご質問があればお願いします。

○佐藤優委員

6ページのところだったんですが、屋外広告物の表示灯の制限の方針とあるんですけれども、最後に市独自の「屋外広告物条例」の制定について、検討を進めるとあるんですけれども、今の段階で案とかそういうものがあるのであれば教えてほしいなと思います

す。

●事務局（稲田都市計画課長）

現在のところはそのような案は持ち合わせておりません。今後そのようなことについても検討を進めていかなければならないのかなということで、こういう記載となっております。

○梅村芳男委員

同じく6ページなんですけれども、景観重要公共施設の整備に関する事項ということで、景観重要公共施設として指定しその整備に関する方針を定めるということまではいいんですけれども、占用等の許可基準を定めていますというところの占用の許可基準というのは誰が許可権者なのかかわからないので、意味をもう少し分かりやすく説明をお願いします。

●事務局（千田計画係長）

この概要の部分についてのお話だと思うんですけれども、この計画案では景観重要公共施設の部分については106ページに整備に関する事項を載せております。先ほどのお話しされた通り、整備に関する事項と占用等の許可に関わる手続きの部分で109ページに載せている形になっています。基本的には占用許可については各管理者の方に占用等許可の申請が出てくると思うのですが、その前段で市の景観基準を110ページに載せておりますが事業者の方が計画を確認していただいて、占用許可申請を出していただくというのが望ましいのですが、いったん市の適合審査を受けていただいて占用等許可の申請を管理者に出していただくという形で考えているものでございます。概要版で許可基準を定めているという標記については、管理者の方で許可基準を定めておりますので、あくまでも景観に対しての基準について平泉文化遺産地区内の道路と河川で定めているということの意味です。

○菊池力委員

細かい点になろうかと思いますが、2点ご質問します。届出対象行為に土地の形質の変更というものがございますけれども、私も岩手県の方で水田の圃場整備を計画しているところが胆沢平野でまだまだ残っているわけなんですけれども、そのようなものは形質の変更にあたるものかどうかという点と、県が事業主体で行う行為についてもこれらの届出行為の対象になるのかということ、教えていただきたいと思っております。

◎三宅会長

はい。それでは事務局をお願いします。

●事務局（千田計画係長）

今の質問でございますが、基本的に公共事業に関しましては届出という形ではなく、協議をして通知をいただくという形になります。この景観計画（案）ではつけてございませんが、公共団体が行う事業で協議や通知を行う規模や行為について、参考資料としてつけたいなと考えております。先ほどの土地改良事業につきましても、工作物等について大規模なポンプ場とか建つ場合が想定されますので、やはりそういった部分では協議をしていただきたいなと思っております。ただ、土地改良事業の田んぼの圃場整備に関して

はこちらで検討させていただいて、計画書に参考資料として添付したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎三宅会長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○後藤逸夫委員

屋外広告物に関しては岩手県の屋外広告物条例を使っているんですが、市を発展させていくために市独自のものはつくらないんでしょうか。

私はいろんなところの看板を見ているんですが、ホームセンターなど全国的な看板ばかり目立って、どこに行ってもその町の魅力が感じられないわけなんです。奥州市は鋳物のまちだとか、江刺だと羊羹とか麺など全国的に売っているものがあるわけなんです。奥州市を通る方々にわかるように、同じような広告の規制ではなくて、奥州市で市の個性を大事にするような広告に関しては奨励してお金を出してでも大きいものをつけるとか、できるような制度にさせていただければなあと思います。これから市の屋外広告物条例を検討されるというのであれば、そういう考えも必要じゃないかなと思います。

あと今、原中の通りは看板の高さ制限がなされているが、正確なところは忘れてしまいましたが今の高さでは違法になるので、あと10年経つたらば短くしなければならない、ということがあらしいです。今の原中はかなり開けてきていますから、道路沿いなどで開けている地区に関しては、高い大きな看板をつくってもいいのではないのでしょうか。同じ地区であっても、裏の通りなどにはそういう高い看板は必要ないと思いますが、奥州市の街を発展させるためには、派手なところもあってもいいのではないかなと思います。看板であればみんなダメというのではなくて、特区を作りその地区はどんな看板でもOKというような地区をつくったほうが奥州市として発展するのではないかなと思います。そういう地区があったとしたら、そこを通る方も楽しいんじゃないかなと。

◎三宅会長

はい。ありがとうございます。看板は分かりやすいので悪者になりやすいんですが、規制ばかりではなくて派手なところもあってもいいんじゃないかというご意見や趣旨だと思います。ですので、今後市が独自で条例をつくるのであれば、奥州市としての統一のデザインを考えるなり、条例だけではなくそういう計画もたてたらどうかという趣旨だと思います。

○後藤逸夫委員

私は、看板は企業にとっての顔だと思います。ですから、ただ大きい小さいだけではなくその店にあった立派なものをつけていただきたいなと思います。

◎三宅会長

はい。ありがとうございます。そういうご意見もありましたということで、これから屋外広告物条例についてもぜひ検討いただきたいなと思います。奥州市としての統一デザインというのは、非常に面白いアイデアだと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見やご質問などがございませぬようでしたら、ここで審議は終了したいと

思います。それでは景観審議会については終了したいと思います。今ご指摘いただきました点で修正が必要なものに関しては事務局の方と打合せさせていただいて、大きな変更はないとみているんですが、細かいところで検討させていただきます。

それでは用意されていた議題については終了しました。奥州市景観計画について答申ですから、この審議会で認められましたということで答申します。ありがとうございました。このあとの進行については事務局にお返しします。

(6) 閉会

(太田都市計画課長補佐)

いろいろ意見を出していただきました。ありがとうございました。ここで、事務局から景観シンポジウムについてご案内させていただきます。

(千葉主任)

それでは景観シンポジウムのご案内をさせていただきます。来月の8日土曜日にメイプルの西館の1階にあります奥州市まちなか交流館で、午後1時30分から開始します。基調講演には大阪大学大学院の小浦久子先生をお迎えして、「大事にしたい暮らしの風景を伝える景観まちづくり」と題して講演いただきます。また、景観トークキングでは三宅先生をコーディネーターとして、「美しい景観の『水と緑のまち 奥州』の実現に向けて」お話ししていただきます。今年度開催しました小学生風景画コンクールやフォトコンテストの表彰式も行いますし、会場内では入賞作品の展示もおこないます。予約は不要ですのでお誘い合わせのうえ、お気軽にお越しください。よろしく申し上げます。

あと、今後の景観審議会ですが年に1回か2回の開催を予定しておりますので、今後とも皆様のご協力をよろしく願いいたします。

(太田都市計画課長補佐)

以上をもちまして、第1回奥州市景観審議会を終了いたします。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

午前11時00分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

2号委員 ⑩

3号委員 ⑩